

ありふれた氏又は名称を表示する標章のみからなる商標 の商標審査基準について（案）

平成27年12月

第3条第1項第4号（ありふれた氏又は名称）

ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

1. 現行商標審査基準の概要

「ありふれた氏又は名称」について、同種のものが多数存在するものと定義し、電話帳等においてかなりの数を発見することができるものとの例示をするとともに、表記を変えた場合の取扱い及び他の語と結合した場合の本号該当性について記載している。

2. 商標審査基準改訂の方向性

- (1) 条文の文言を用語ごとに解釈し、本号の該当性判断における考え方を示してはどうか。
- (2) 現行審査基準の1.の「50音別電話帳（日本電信電話株式会社発行）」は、審査資料の一例であり、審査運用に関する記載であるため、審査基準からは削除し、審査便覧に記載することとしてはどうか。
- (3) 現行審査基準の2.の「仮名文字又はローマ字で表示したとき」の記載は、現行5.の第3条第1項第1号の「普通に用いられる方法で表示する標章」を準用する旨の記載で読み込めるため、削除してはどうか。
- (4) 現行審査基準の4.の第3条第1項第6号に該当する例である「特定の役務について多数使用されている店名」についての記載は、第3条第1項第6号に記載があればよいと、本号から削除してはどうか。
- (5) 現行審査基準の6.及び7.に記載されている新しいタイプの商標に関する記載は、第3条第1項第1号、同第2号、同第3号、同第5号及び同第6号に同様の記載があるため、まとめて「第3条第1項全体」の項目に記載してはどうか。

3. 商標審査基準改訂イメージ

『1. 「ありふれた氏又は名称」について

- (1) 「ありふれた氏又は名称」とは、原則として、同種の氏又は名称が多数存在するものをいう。
- (2) (1)に該当しない場合であっても、著名な地理的名称、ありふれた氏、業種名等やこれらを結合したものに、商号や屋号に慣用的に付される文字

や会社等の種類名を表す文字等を結合したものは、原則として、「ありふれた名称」に該当する。

ただし、国家名又は行政区画名に業種名が結合したものに、更に会社の種類名を表す文字を結合してなるものについては、他に同一のものが現存しないと認められるときは、この限りでない。

(イ) 著名な地理的名称について

例えば、次のような者が著名な地理的名称に該当する。

(例)「日本」、「東京」、「薩摩」、「フランス」等

(ロ) 業種名について

例えば、次のようなものが業種名に該当する。

(例)「工業」、「製菓」、「製菓」、「放送」、「運輸」、「生命保険」等

(ハ) 商号や屋号に慣用的に付される文字や会社等の種類名について

例えば、下記①及び②のようなものが商号や屋号に慣用的に付される文字や会社等の種類名に該当する。

① 商号や屋号に慣用的に付される文字

「商店」「商会」「屋」「家」「社」「堂」「舎」「洋行」「協会」「研究所」「製作所」「会」「研究会」等

② 会社等の種類名を表す文字

「株式会社」「有限会社」「相互会社」「一般社団法人」「K. K.」「Co.」「Co., Ltd.」「Ltd.」等

2. 「普通に用いられる方法で表示する標章」について

「普通に用いられる方法で表示する標章」については、基準第13、第3条第1項第1号の3.(2)を準用する。』

4. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕1278頁）

四号は、ありふれた氏又は名称を普通の態様で表示する標章のみからなる商標である。どの程度のものがありふれた氏又は名称かは個別に判断される。氏と名がそれぞれありふれていても、それが結合して「ありふれた」とはいえなくなる場合には本号の適用はない。「名称」は商号を含む概念である（商法一条、会社法六条参照）。本号も一号と同様に特殊な態様で表示した場合や商標の一部として含む場合はその適用を免れる。伊藤、斎藤、田中、山田、鈴木等の氏はおそらく本号に該当するものとされるであろう。

(2) 裁判例・審決例

(イ)ありふれた氏に該当するとされた事例

①東京高昭和43年3月30日昭和42年(行ケ)第144号

本願商標「チバ」の文字は、漢字の「千葉」に通じ、漢字の「千葉」の文字はまた、片かなの「チバ」に通ずるので、世人は、これを、ありふれた氏姓としての「千葉」又は「チバ」を指称するものとして理解し、または、容易にこれを直感するものであるとみるのが社会通念上相当である（なお、「千葉」なる氏が決して珍らしくなく、むしろ、ありふれた氏姓であることは、昭和41年8月1日、日本電信電話公社発行の東京23区、50音別電話番号簿下巻（212頁～215頁）における数多くの電話加入者の氏性に徴しても明らかである。）。しかも、本願商標は、この「チバ」の文字を格別特異と認められない書体で現しているものであるから、これをその指定商品に使用した場合、取引者、需要者は、他の「千葉」（チバ）の氏姓を有する者の同種商品とその出所を区別することができず、何人の業務にかかる商品であるのかを認識することができない商標というべく、結局商標法3条1項4号に該当するものであるから、同法第15条第1号の規定により、その商標登録出願については拒絶をすべきものである。

(ロ)ありふれた名称に該当するとされた事例

①審判 昭和43年4月12日（昭和41年審判第6352号）

本願商標を構成する「明石屋」の文字は、著名な行政区画名であり、且つ有名な観光地でもある「明石市」（兵庫県）を略称した「明石」の文字に、商号を表す「屋」の文字を附加して成る商号商標であることは容易に理解できるところである。そうしてこのような商号は同市の居住する者、また同市に関係のある者等が商号として自由に採択使用することができるものであるし、また、「明石」は氏姓としても、ありふれたものであることは、例えば、東京23区50音別電話番号簿（昭和41年8月1日、日本電信電話公社発行、第99頁～第100頁）の記載に徴しても明白であり、これらの氏姓を有する者が、その営業の屋号として「明石屋」を採択使用することも普通に行われるところであつて、上記電話番号簿にも多数その記載があることからみても、本願商標「明石屋」は

ありふれた名称であるというを相当とするものである。

しかも、本願商標「明石屋」は、この程度の書体を以てしてはいまだ特異の構成を有するものとはいえず、普通に用いられる方法で表示したものの範囲を脱するものとは認められないから、本願商標をその指定商品に使用しても、取引者需要者は、他の「明石屋」なる名称を有する同種商品とその出所を区別することができないものであつて、需要者が何人の業務にかかるものであるかを認識することができない商標と言わざるを得ないから、結局商標法3条1項4号に該当し同法第15条第1号の規定によつて、これが登録を拒否した現査定は正当であつて、これを取消す限りではない。

②審判 昭和54年9月25日（昭和53年審判第13300号）

本願商標は、「株式会社サトー」の文字を横書きしてなり、第25類「紙類、文房具」を指定商品とするものである。

本願商標の構成中「株式会社」の文字は、法人の企業形態の中の株式組織によるものを表示する場合、その名称中に付加して使用する必須の文字であつて、商品の出所を表示するためにその商号を商標として使用する場合においても極めて普通に用いられているものである。また、「サトー」の文字は輪郭だけを写した筆字で表してなるとはいえ、この程度の態様では普通に用いられる表示方法の域を脱したものとはいいい得ないものであり、氏姓としての「佐藤」が極めて多い（例えば、東京都の電話帳における「佐藤」なる氏姓を有する電話加入者が多数記載されている事例に徴しても、うかがい知れるところである。）ところから、容易にありふれた氏姓「佐藤」を片仮名書きしたものと一般に理解、認識されるものとするのが相当である。

してみれば、本願商標は、ありふれた氏姓である「サトー」に、商号商標において普通に使用される「株式会社」の文字を冠しただけのものであるから、これをその指定商品に使用した場合、取引者、需要者はありふれた名称（商号）として理解し、認識するに止まり、何人かの業務に係る商品であることを認識し得ないものといわざるをえない。

したがって、本願商標は、商標法3条1項4号に該当する。

(ハ)ありふれた名称に該当しないとされた事例

①審判 平成11年6月30日（平成10年審判第11283号）

本願商標は、「藤野屋画廊」の文字を横書きしてなるものであるところ、商標法第3条第1項第4号の「ありふれた名称」には、当該名称全体のものとしてありふれたものが該当すると解すべきであり、当該名称を構成する各要素的部分がありふれているものからなる名称までも同号の「ありふれた名称」に該当すると解することは相当でない。

これを本願商標についてみるに、職権をもつて調査したが、「藤野屋画廊」が世間一般にありふれて採択、使用されている名称とは認め難いものである。

資料2

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第4号に該当するものである
とは言えないものであり、同号に該当するとして本願を拒絶した原査定は妥当
ではなく取り消されるべきものである。